内外トランスライン株式会社　定款

1980年 5月 1日　制定

第1章　総　則

（商号）

第1条　当会社は、内外トランスライン株式会社と称し、英文では、NAIGAI TRANS LINE LTD.と表示する。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 海上運送取扱業
2. 海運代理店業
3. 航空運送取扱業
4. 航空運送代理店業
5. 陸、海、空複合運送業ならびにその取扱業および代理業
6. 損害保険代理業
7. 陸上運送取扱業
8. コンピュータソフトウェアの開発ならびに販売
9. 通関業
10. 物品の輸出入業ならびにこれらの卸・販売業
11. 食料品および酒類の卸・販売業
12. 前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機関）

第4条　当会社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

（単元株式数）

第7条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第9条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条　当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章　株主総会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の決議権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集権者および議長）

第14条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条　当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2．会社法第309条第2項に定める決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

（議決権の代理行使）

第17条　当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章　取締役および取締役会

（員数）

第19条　当会社の取締役は、12名以内とする。

（選任方法）

第20条　当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

3．取締役の選任決議については、累積投票によらない。

（任期）

第21条　当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条　当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

2．取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長を各１名、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

2．代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2．取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第25条　当会社の取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

（取締役会の議事録）

第26条　当会社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または、電子署名を行う。

（取締役会規程）

第27条　当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第28条　当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役の責任限定契約）

第29条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章　監査役および監査役会

（員数）

第30条　当会社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

第31条　当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

（任期）

第32条　当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（常勤の監査役）

第33条　当会社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

（監査役会の招集通知）

第34条　当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議方法）

第35条　当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第36条　当会社の監査役の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

（監査役会規程）

第37条　当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第38条　当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（社外監査役の責任限定契約）

第39条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章　会計監査人

（選任方法）

第40条　当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第41条　当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第42条　当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章　計　算

（事業年度）

第43条　当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第44条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項の各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第45条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2．当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3．前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間等）

第46条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2．未払いの剰余金の配当には、利息をつけない。

2004年　6月24日　改定
2004年　10月18日　改定
2006年　11月10日　改定
2007年　3月23日　改定
2007年　6月11日　改定
2008年　3月26日　改定
2009年　3月26日　改定
2010年　3月26日　改定
2012年　3月27日　改定
2012年　7月 1日　改定
2015年　3月26日　改定
2015年　7月 1日　改定
2019年　3月26日　改定
2021年　3月26日　改定